

2014年3月28日

最高検察庁 御中
静岡地方検察庁 御中

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会
代 表 堀 和 幸

当会は、検察官に対し、袴田事件について平成26年3月27日付で静岡地方裁判所がなした再審開始決定に対する即時抗告を行わないように求めます。

- 1 袴田事件第二次再審請求について、静岡地方裁判所による平成26年3月27日付再審開始決定は、DNA 鑑定の結果等に基づき、確定判決が犯人性に関する最有力な証拠とした衣類について袴田氏のものではなく、後日ねつ造されたものであった可能性を示し、その他の新旧証拠の総合評価によっても袴田氏を犯人であると認定できるものではないとの判断を示した。
- 2 その上で、同決定は、捜査機関によってねつ造された疑いのある重要な証拠によって袴田氏が有罪とされ、極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきたとして、これ以上の拘置を続けることは耐え難いほど正義に反する状況にあるとして、死刑及び拘置の執行を停止した。
- 3 今回の再審開始決定は、死刑制度が存置されていることが、取り返しのつかない不正義を招きうることを如実に明らかにしたものである。
- 4 検察官が、有罪判決の獲得、あるいは疑問の生じた確定判決の維持のみに固執することは、公益の代表者たるべき地位に照らして許されるものではない。まして、死刑判決という人の命を奪う判決が、捜査機関によってねつ造された証拠により獲得されたという重大な疑義が指摘され、裁判所によってその不正義を厳しく指弾されたことは厳粛に受け止めなければならない。検察官が、再審開始決定に対する即時抗告に及ぶならば、過去の司法制度の過ちを糊塗するために、死刑判決の維持にのみ汲々として、公益の代表者として正義を維持する検察官の職責を放棄するものとの誇りを免れない。
- 5 よって、当会は、検察官に対し、再審開始決定に対する即時抗告を行わず、これ以上袴田氏の死の淵に立たせ続ける不正義を直ちに解消することを強く求める。

以 上